

# 自転車利用者は、「自転車損害賠償責任保険等に加入」し、「ヘルメットを着用」しましょう！



「自転車損害賠償責任保険等への加入」は『義務』、「ヘルメットの着用」は『努力義務』になっています。

## 【自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう】

自転車損害賠償責任保険等とは、自転車の利用によって他人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済のことです。

自転車利用者が交通事故の加害者となり、損害賠償責任に問われる事例が発生しています。万が一の交通事故に備え、「自転車損害賠償責任保険等」に加入してください。

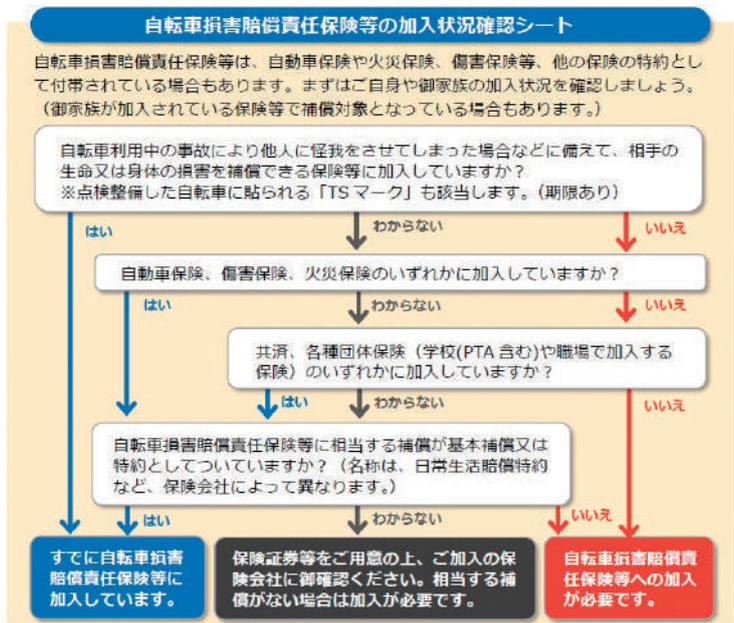
自転車利用者が未成年者であり、ご自身で契約を締結することができない場合は、保護者の方が保険に加入しなければなりません。

まずは、ご自身やご家族の保険加入状況を下図の加入状況確認シートで確認してみましょう。

## 【ヘルメットを着用しましょう】

自転車に係る交通死亡事故の約7割が、頭部の損傷で亡くなっています。万が一事故に遭った場合でも、しっかりヘルメットを着用していれば、その被害は軽減されます。

未成年の子どもや高齢者、自転車通学・通勤者等の自転車利用者に対して、大人も子どももヘルメットを着用するように呼びかけましょう。



## 防犯灯・交通安全灯の不具合をお知らせください。

本町では、防犯対策と交通安全対策として、約2,600基の防犯灯と約300基の交通安全灯を設置していますが、灯具の寿命により、消灯や点滅をすることがあります。これらの不具合を見つけたら、防災課までご連絡をお願いします。



(防犯灯)



(交通安全灯)

### 【防犯灯・交通安全灯の修理の流れ】

①住民の方から不具合のご連絡を受付けします。

※防犯灯・交通安全灯付近の住所や管理番号をお伝えください。  
(管理番号の例)

電柱の白札や鉄柱の銀シールに記載されています。



627734

番号 02-20 HF200

故障している場合は、番号を下記へご連絡ください。

02-20HF200

②本町から業者へ迅速に修理を発注します。

③業者が修理部品の注文や手続きを行います。

④通常、1週間～3週間ほどで、修理が完了します。

※防犯灯・交通安全灯の不具合について、修理完了後の連絡は行っておりませんので、ご了承ください。



## 「シニアカー」は、歩道を通りましょう!!

- 道路交通法で定める「シニアカー」を利用する方は、「歩行者」になります。
- 「シニアカー」は、電動の車椅子のため、自動車と同じように車道を走ることはできません。



※交通ルールを守り、歩行者や自転車に気を付けて歩道を通りましょう。